

論 説

中国の土地請負経営権の 法的内容と適用法理

河原 昌一郎

1. はじめに

中国農村の土地請負制度は、中国の改革開放政策の原動力となるとともに、農業農村の発展の基礎として重要な役割を果たしてきた。

土地請負制度の中で最も一般的な形態となった農家請負経営が全国的に普及するのは1983年のことであるが、それ以降、中国の農業農村政策は農家請負経営の安定化を図ることをまず第一の目標として展開してきたと言っても過言ではない。

農家請負経営における農家の権利が土地請負経営権として法律上明記され、法的保護を受けるようになるのは1987年に施行された民法通則および土地管理法によってである。両法での規定はごく簡単なものであったが、その後、1993年に制定された農業法で土地請負経営権の規定に関する一定の充実が図られ、さらに1998年に制定された土地管理法では土地請負期間が30年間であることが明記された。

こうしたこれまでの法的規定や現実の運用を踏まえつつ、2002年8月29日に農村土地請負法が制定され、土地請負経営権に関する一応の法的整備がなされることとなる。

しかしながら、土地請負経営権は法律に定義規定が置かれていないこともあって、現実にはその概念は不明確であり、その法的性格や適用法理も必ずしも明らかとなっているわけではない。

一方で、土地請負経営権の安定と強化は現在においても中国の農業農村政策の支柱であり、土地請負経営権の法的内容を実情に即しつつ的確に把握することは、現在の中国農政の動向、農業経営の現実等を把握する上でも不可欠なものである。

本稿では、以上のような事情に鑑み、まず土地請負制度の変遷過程を再整理した上で、農村土地請負法の規定内容を踏まえつつ土地請負経営権の法的内容の明確化を図り、さらに、中国農村の土地所有制度、請負契約の当事者、請負契約の内容等の実態に即して土地請負経営権の適用法理を解明することとする。

本稿の詳細については、農林水産政策研究第10号『中国の土地請負経営権の法的内容と適用法理』（平成17年11月）を参照されたい。

2. 土地請負制度の変遷過程の再整理

土地請負制度の変遷については、形成期（1978～1983年）、第1期請負期（1984～1992年）、第2期請負期（1993年～現在）の3期に区分できる。

形成期は、人民公社体制から、紆余曲折を経て、農家請負経営が全国的に普及する過程であるが、請負期間、請負農家の権利等の制度的枠組みについては十分に確立されたものがなく、法的な整備もなされていなかった。

第1期請負期は、1984年1号文件において請負期間が15年以上とされ、請負期間の長期化等によって農家請負経営の本格的な定着化が図られることとなった時期である。この時期には、請負契約に関する紛争が全国的に多発していたことから、法院1986年意見（1986年4月14日、最高人民法院「農村請負契約紛争事件の審理に関する若干の問題についての意見」）が発出され、請負契約の紛争事件の現実の処理に大きな役割を果たした。これとともに、1987年に民法通則および旧土地管理法が施行され、土地請負経営権が法的保護を受けることが初めて明記された。このことは、農村土地の請負関係が単なる事実上の関係ないしは政策的関係（請負農家の地位は政策変更に伴う反射的な利益）というのではなく、法的関係であることをあらためて明確にしたという点で重要な意義を有するものであるが、当該法的規定はごく簡単なもので、土地請負経営権の具体的内容等に関する規定もなく、不十分なものであった。

第2期請負期では、土地の請負期間を30年延長することとされ（1993年11月5日、中共中央・国务院「当面の農業および農村経済発展に関する若干の政策措置」）、請負関係のさらなる安定化と強化が図られるとともに、法的整備も一応の完成をみる。1993年の旧農業法では最小限のものではあるが権利内容についての規定がなされ、1998年の土地管理法では土地請負関係の調整に関する手続きが規定された。また、土地管理法等の規定を受けて、法院1999年規定（1999年7月8日、最高人民法院「農業請負契約紛争事件の審理に関する若干の問題についての規定（試行）」）が定められる。これらはいずれも土地請負経営権の強化に資するものであったが、さらにこれらの規定や現実の土地請負の動向等を踏まえ、2002年に農村土地請負法が制定され（2003年3月1日施行）、土地請負経営権についての総合的な法的整備がなされることとなる。

このように、土地請負制度の変遷は一貫して農家請負経営の安定化を図るために土地請負経営権を強化する方向で推移し、第1期請負期および第2期請負期において、それぞれその時期に応じた法的手当がなされてきた。その経緯は、1983年に全国的に普及した農家請負経営が、当初は多種多様で統一的取扱が困難であったものの、長年の現実の運用と政策的指導の中で、徐々にその内容が成熟して統一的なものとなり、法的保護の範囲も拡大していった過程とみることができよう。農村土地請負法の規定内容は、その意味で、土地請負経営権の強化に関する現時点での到達段階と言えるものである。

3. 土地請負経営権の法的内容の明確化

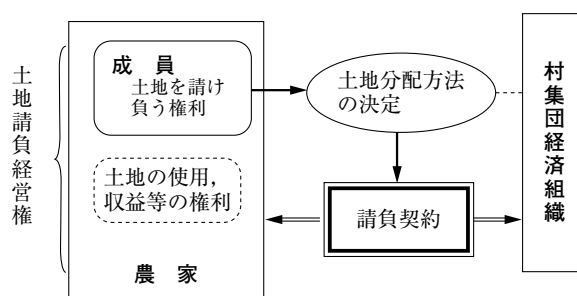
(1) 土地請負経営権の概念

土地請負経営権という用語は、これまで民法通則、土地管理法等において特に定義されることなく用いられてきており、土地請負経営権に関する中国の論文等においても、土地請負経営権の内容については、特段の注釈や説明を加えることなく用いられているのが一般的である。

このように、土地請負経営権の概念はこれまで必ずしも明確ではなかったが、農村土地請負法においては、土地請負経営権は個人としての「土地を請け負う権利」と農家の請負方としての権利の両方が含まれる構成となっている。ここで個人としての「土地を請け負う権利」とは集団経済組織（ここで集団とは原則として村民小組または行政村のことであり、集団経済組織とは当該集団の経済分野を担当する組織のことである。）の成員として集団に土地の分配を請求することができる権利である（同法第5条等）。一方、農家の請負方としての権利とは、請負契約の当事者である農家が請負農地について現実に使用、収益等を行うことができる権利である（同法第16条等）。

この両者の関係を含めて、土地請負経営権の概念を全体として図示したものが第1図である。農家の構成員が有する集団経済組織の成員としての「土地を請け負う権利」を具体化するためには各成員に土地が分配される必要があるが、土地の分配方法の原則、手続きについては同法第2章第2節（第18条、第19条）に規定があり、これらの規定に基づく手続きを経て決定された土地分配方法によって各成員に土地が分配される。土地が分配されるのは成員に対してであって、農家ではない。農家は、その構成員（集団経済組織の成員）に分配された農地をまとめて、請負方として集団経済組織と請負契約を締結し、土地の使用、収益等の農家としての権利を有することとなる。

個人としての「土地を請け負う権利」は、農家の請負方としての権利の実現のための根拠となるものであり、農村土地請負法の体系の中で、本質的要素をなしている。



第1図 土地請負経営権概念図

資料：筆者作成。

(2) 土地請負経営権の物権化

土地請負経営権を物権として理解することは、現在では通説的見解となっている。

しかしながら、土地請負経営権が物権か債権かということについては、これまで議論が繰り返されてきたところであり、農村土地請負法が制定された現在においても、同法に土地請負経営権を物権とするという明文規定があるわけではなく、土地請負経営権が厳密な意味で法的に物権として解釈されるべきかどうかについては、依然として疑問がないわけではない。

土地請負経営権を物権とする主張（物権説）は、主として法的形式を論拠とする。すなわち土地請負経営権が民法の財産権に関する節で規定されている等である。これに対して、土地請負経営権を債権とする主張（債権説）は、主として法律関係の実態を論拠とする。たとえば、土地請負経営権は農村双層経営体制の一部であり貸手方が土地請負経営権の目的物に相当の支配力を有していること、請負人と土地所有者との関係は請負契約の契約関係であること等である。

こうした債権説が主張する実態は、農村土地請負法によってもそのまま引き継がれており、農村土地請負法の規定は決して債権説の論拠を克服するようなものとはなっていない。すなわち、農村土地請負法の制定によって、土地請負経営権の法的性格が直ちに変わったというものではないのである。

このように、物権かまたは債権かという議論だけでは土地請負経営権の法的性格を十分に認識することはできない。土地請負経営権の内容を的確に把握するためには、やはり、中国農村の実情を踏まえつつ、土地請負経営権の実態がどのようなものであり、どのような法理が現実に応用されているのかが検討されねばならない。

4. 土地請負経営権の適用法理の解明

(1) 農村の土地所有制度

中国農村の土地所有制度は、現在でも、1950年代の農業合作化および土地公有化によってもたらされた体制を基礎としている。農村土地の集団所有の主体は、大多数が村民小組または行政村であるが、これらの多くはそれぞれ人民公社期の生産隊または生産大隊の土地所有を引き継いでいる。すなわち、中国農村の土地所有制度は現在でも旧ソ連法の社会主義的所有制を基本的法理としている。土地請負経営権はそうした社会主義的土地所有制の上に構築されるものであり、土地請負経営権の内容についても社会主義的土地所有制の法理との調整が必要とされる。

(2) 請負契約の当事者

請負契約の当事者は貸手方である集団と請負方である農家であるが、両者は行政権限の行使について支配従属の関係にあり、対等の立場にあるわけではない。また、中国農村の土地請負は双層経営体制の下での政策実施という面を有している。このため、請負契約締

結に際しての前提となる土地分配については平等原則が何よりも重視されるなど、請負契約締結の際に適用される法理は、対等な取引主体を前提とした契約自由の原則ではなく、特定の行政関係を処理するために必要とされる公平の原則が妥当するものとなっている。

（３） 請負契約の内容

請負契約の内容については、土地請負経営権の権利の設定というよりも、農村土地に関する行政事務の具体的な実施という要素がほとんどを占めている。

特に、農業税、負担金の納付等、請負農家が負う国家、集団への具体的な義務の内容が請負契約で規定され、当該義務の履行が重視される。すなわち、請負契約の内容には、社会主義経済の下での経済契約に関する考え方が色濃く反映していることが認められる。社会主義計画経済下における経済契約では、「現実履行の原則」（経済契約の履行は契約の相手方に対する債務の履行義務を果たすだけではなく、経済契約が何よりも国家の経済計画を執行するための手段であることから、契約の現実的な履行が最も優先されるという原則）が重視されるのであるが、経済の市場化が進められている現在においても農村土地請負制度の健全な実施のために請負契約の内容の現実の履行が重視されているのである。

また、請負契約は、特定の行政事務を契約という形式で実施するという内容になっており、行政契約の一種とみることができる。契約内容については、契約自由の原則がそのまま適用されるわけではなく、行政的要請に基づく対応がなされることとなる。

（４） 土地請負経営権の移転

農村土地請負法では、土地請負経営権の移転に関する規定の充実によって、土地請負経営権の強化が図られている。しかしながら、現実的には、この土地請負経営権の移転も、土地所有者が集団とされ農家は集団に対して一定の義務を負うという農村土地制度の大きな制約を受けている。土地所有権の移転は実質的に同一集団内での移転に限られ、土地の集団所有を基礎とした双層経営体制の枠の中のものでしかない。

一部の経済発達地区では、土地請負経営権の移転が集団外の者にも行われるようになるなど、移転方式や移転先が多様化しているが、集団外の者への移転は集団への義務とは関係のないリース、代耕方式をとるほかなく、土地請負経営権の譲渡が大きく制約されているなど、結局は土地の集団所有による土地管理体制の制約下にある。

以上のように、中国の土地請負経営権は、物権として理解されているものの、現実には適用されている法理は、主として社会主義的土地所有制を基礎とした土地制度の運営ないしは行政的関係に関するものである。土地請負経営権の物権化を進めるため、農村土地請負法では土地請負経営権の譲渡には登記を対抗要件とする等の規定の整備がなされているが、土地管理体制の制約の下で譲渡がほとんどなされない状況では、物権としての法理が適用される場面は現状ではごく限定されたものであると考えられるのである。

5. おわりに

本稿では、主として土地請負経営権の実体面に焦点をあてながら、その法的内容、適用法理等を明らかにしてきた。一方で、土地請負経営権は訴訟手続面でも特殊な取扱いがなされており、今後、これらの手続きを利用した裁判事例ないし法院の判断が徐々に明らかにされることとなると考えられるので、これらにも注目していきたい。

土地請負経営権は、農村での現実の運用の中でその内容を変化させていく可能性を有している権利であるので、今後ともその動向の的確な把握に努めてまいりたいと考えている。